

# AIS 2019年度の学費等と支払い方法のご案内

(年齢は2019年4月2日時点。税込)

	年齢	定員	申込金	入学金	授業料	諸経費	施設利用料	備 考
幼 児 部	2歳	6名	(申込時) 21,600円	(入学時) 324,000円	(年間=11ヶ月分) 1,069,200円 (97,200円/月)	(年間=11ヶ月分) 35,640円 (3,240円/月)	(年間=11ヶ月分) 106,920円 (9,720円/月)	(入学まで) 申込金 21,600円 入学金 324,000円~108,000円 (入学後) 一年間 1,211,760円
	3歳	10名		216,000円				
	4歳	10名		108,000円				
	5歳	10名		108,000円				

	年齢	定員	申込金	入学金	授業料	諸経費	施設利用料	備 考
初 等 部	Gr 1	20名	(申込時) 32,400円	(入学時) 432,000円	(年間=11ヶ月分) 1,188,000円 (108,000円/月)	(年間=11ヶ月分) 47,520円 (4,320円/月)	(年間=11ヶ月分) 106,920円 (9,720円/月)	(入学まで) 申込金 32,400円 入学金 432,000円~54,000円 (入学後) 一年間 1,342,440円
	Gr 2	20名		216,000円				
	Gr 3	10名		108,000円				
	Gr 4	10名		108,000円				
	Gr 5	10名		54,000円				
	Gr 6	10名		54,000円				

- ・原則として、2019年4月2日時点の「年齢」を基準にクラス配置します。なお「定員」は使用一教室あたり12名まで入学を許可することがあります。
- ・在校中に本国帰国予定で、2019年4月2日～9月1日までに誕生日の外国籍生徒は、希望があれば、審査委員会で繰り上げ学年入学を許可することがあります。
- ・職員配置の基本は定員12名まで担任ネイティブ1名です。定員は入学希望状況と空き教室の状況で変更することがあります。
- ・その年度のクラス定員が12名以上の場合はクラス指導担任補佐として1名追加（ネイティブとは限らない）です。ただし、授業は12名以上でも担当の先生は原則1名です。
- ・「申込金」は入学申込み時に、「入学金」は「合格通知」到着後2週間以内にそれぞれお支払いください。1日でも通学開始後は「入学金」はいかなる理由でも返金できません。
- ・幼児部から初等部進学には優先入学申込期間があります。「申込金」はありません。合格した場合、「入学金」は幼児部入学時支払い済み額との差額分負担があります。1日でも通学開始後は「入学金」はいかなる理由でも返金できません。
- ・「授業料」「諸経費」「施設利用料」は全生徒が対象です。新学期開始前または年度途中入学前に所定の手段と方法でお支払いください。（分割制度あり）
- ・年度途中で「休学」を希望する場合、「定員枠」の確保費用として当該期間の授業料の半額納付が必要です。納付がない場合は除籍となり確実な復学を保証できません。
- ・「諸経費」とは一年間に内外での行事費、園バス使用料、校外での各種入場料、お菓子代、図書代、アート材料費など一年間の合計です。
- ・「施設利用料」は新築施設の使用消耗による「補修」「改善」や「減価償却費」「将来の改築」のための学校設備維持費用です。

- ・裏面「AIS 保護者規約」をよくお読みになってご承認の上、入学申し込みをしてください。
- ・「申込金」は入学選考審査料ならびに手続き料金であり、お支払い後、理由の如何を問わず返金できません。
- ・「入学金」は入学時に一回限りです、お支払い後「入学辞退」の場合、一部返金する場合があります。
- ・幼児部から初等部へ入学には入学金差額負担があります。
- ・ただし、1日でも通学開始後は支払い済みの「入学金」はいかなる理由でも返金できません。
- ・「転校」した後、再入学する場合「入学金」の再支払いは免除しますが、差額分負担はあります。
- ・「授業料」その他の費用はすべて学年度が始まる前（3月31日）までに一括して全額お支払いいただきます。
- ・ただし、書面での申し出があった場合のみ「年3回の分割払い」制度があります。その場合、支払いの都度、児童1名につき2,160円の分割手数料を申し受けます。
- ・外国籍の児童の中で、家庭の帰国事情などで6月は半月以内の通学を希望する場合、第1学期支払いに限り、下記の（ ）内の割引料金の制度があります。
- ・進学（9月始まり）や家庭の都合等で、希望される場合は定員の都合が許せば第1学期のみ（4月から6月まで）

- ・の通学を「許可」する場合があります。
- ・年度途中入学は学期別の通学月数で月割計算をし、「授業料」「諸経費」「施設利用料」をお支払いいただきます。一日でも通学すればその月分のお支払いが発生します。
- ・年度途中の退学は学期毎に「授業料」「諸経費」「施設利用料」の払い戻しをしますが、一日でも通学すればその学期分は全額返金できません。途中入学のように「月割計算」ではありませんのでご注意ください。
- ・年度途中で「休学」したい場合は定員枠確保費用として通常授業料の半額の納付が必要です。
- ・支払い期限を30日以上滞納の方は支払いがなされるまで「通学停止」となりますのでご注意ください。
- ・「申込金」を除くすべての料金は UFJ 銀行口座からの自動引き落としとしてお支払いいただきます。入学時に「預金口座振替依頼書」にご記入の上、提出して下さい。
- ・登下校時刻(保護者の送迎時刻)はクラス別の授業始業時刻の15分前から、お迎えは授業終了時刻後15分以内です。なお、自動車利用の場合は周辺での違法駐車・一方通行違反等は厳禁です。また交通事情にご注意ください。
- ・職員の都合がつけば、下校時間以後の「延長保育」（17時まで、15分あたり324円）を引き受ける場合があります。

### 幼児部 分割支払い

学期(支払期日)	授業料	諸経費	施設利用料 (該当月)
1学期(3月末)	= 388,800円	+ 12,960円	+ 38,800円 (4～7月分)
(3月末)	= 291,600円	+ 9,720円	+ 29,160円 (4～6月分)
2学期(8月末)	= 388,800円	+ 12,960円	+ 38,800円 (9～12月分)
3学期(12月末)	= 291,600円	+ 9,720円	+ 29,160円 (1～3月分)

(注)税込。上記に毎回、分割手数料(2,160円)が加算されます。

### 初等部 分割支払い

学期(支払期日)	授業料	諸経費	施設利用料 (該当月)
1学期(3月末)	= 432,000円	+ 17,280円	+ 38,880円 (4～7月分)
(3月末)	= 324,000円	+ 12,960円	+ 29,160円 (4～6月分)
2学期(8月末)	= 432,000円	+ 17,280円	+ 38,880円 (9～12月分)
3学期(12月末)	= 324,000円	+ 12,960円	+ 29,160円 (1～3月分)

(注)税込。上記に毎回、分割手数料(2,160円)が加算されます。

## ■ AIS 保護者規約

### 第1条 (目的)

本「AIS 保護者規約」の目的は *Aichi International School* (以下「AIS」という)利用の児童保護者とこれを経営する株式会社 *NIP* との間の基本的契約関係について明らかにするものです。

### 第2条 (旧 *NIP* と AIS)

- 1 AIS は非学校法人の株式会社 *NIP* 経営による民間の教育施設です。
- 2 旧 *NIP* (*Nagoya International Preschool*) は AIS の前身であり、現在は AIS の幼児部として継承されています。
- 3 AIS は現在、幼児部と初等部を同一敷地内の同一施設に設置しており、運営上の連携措置を様々に採用しています。
- 4 ただし、幼児部と初等部はおのおの独自の入学審査基準を有しており、幼児部終了児童が初等部に無条件に進学できることを約束するものではありません。

### 第3条 (保護者等)

- 1 AIS は本規約を承認のうえ入学を申し込まれた児童で AIS が入学を許可した児童の保護者を「保護者」とします。
- 2 保護者が、AIS に登録した家族を「家族」とします。
- 3 AIS が入学を許可した児童を AIS 児童または AIS 生徒とします。

### 第4条 (届出事項の変更)

- 1 保護者が AIS に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先、緊急連絡先、お支払い口座、家族等に変更が生じた場合は遅滞なく AIS 宛に所定の届出用紙により手続きしていただきます。
- 2 ただし、AIS が適当と認めた場合には AIS への電話での連絡などにより届出することもできます。

### 第5条 (保護者資格の期間)

- 1 保護者と株式会社 *NIP* との契約関係は、AIS が入学を許可通知し、所定の「入学金」等を受領したときに成立します。
- 2 保護者の資格は前項に従ってその保護者資格を得た日から AIS 児童がその在校資格を消失した日までです。
- 3 また、新年度の「授業料」「諸経費」「施設利用料」などを所定の期日内に支払い完了しないなど、本「AIS 保護者規約」に違反した場合、書面による通知によって保護者資格を失い、これに連動して AIS 児童は「AIS 除籍」となります。

### 第6条 (教育の委託と受託)

- 1 保護者は AIS の教育理念・教育方針等を承認し、AIS 児童の教育を AIS に委託し、AIS はこれを受託します。
- 2 保護者と AIS の教育委託および受託の関係は両者の合意に基づく一年毎の継続的契約関係であることを確認します。
- 3 AIS が保護者の受託者として AIS 児童にたいして行う日々の教育の内容は原則的

に AIS の選択に委ねられます。

- 4 ネイティブの生徒は、日本語授業でもその授業に参加しなければなりません。
- 5 ただし、保護者は AIS に対して必要に応じて教育の内容についての説明を求めることができます。

### 第7条 (誓約事項)

AIS は保護者に対し、児童福祉法・教育基本法等を遵守し、誠実に前条の受託業務を行うことを約束します。

### 第8条 (教育の方法)

- 1 AIS は別途定める募集要項や校則等の諸規定ならびに文部科学省初等教育「指導要領」に準拠して教育を行います。
- 2 AIS は前項の「募集要項」「校則」等の諸規定を必要に応じて改訂することができるものとします。
- 3 保護者は AIS の教育の方法について強い支持と深い信頼を維持し、学校運営に積極的に協力しなければなりません。またいかなる理由があってもお互いの信頼関係を損なう言動をしてはならないとともに、AIS 「校則」の厳格な実行を妨げてはなりません。これに反する言動があった場合、保護者資格を剥奪され、自動的に児童は「除籍」となります。

### 第9条 (保護者会)

- 1 保護者全体に連絡・説明等の必要性が生じた場合、ヘッドマスターは保護者会を招集します。
- 2 また、通常はいつでも、保護者のご意見を伺うことができるように、職員室脇に設置した『ご意見箱』を活用します。

### 第10条 (申込金・入学金・協力金)

- 1 保護者は AIS に対し、申込時に入学の選考審査料金として所定の「申込金」を支払うものとします。
- 2 保護者は別に定める「入学金」を入学許可後、期限内に支払うものとします。
- 3 支払い済みの「申込金」はその理由の如何を問わず返却いたしません。
- 4 支払い済みの「入学金」はその後、家庭の都合により「入学辞退」した場合、募集のための有効期間消失による損害補填として総額の半額を没収し、残りの半額は「返金」するものとします。

### 第11条 (進級・進学)

- 1 保護者は毎年、所定の『進級進学確認書』を提出する事とし、所定の期日までに『進級進学予約金』を納入すること。万一、期限内に未提出または未納入の時は次年度の進級・進学が保証されません。
- 2 なお、AIS が文書で「回答日の変更」に合意した場合や急な転勤など保護者の意志以外の理由による年度途中の「転校」はこの限りではないものとします。

### 第12条 (授業料、諸経費、施設使用料等)

- 1 保護者は AIS に授業料・諸経費・施設使用料等を年度毎に支払うこと。
- 2 計算は AIS 当該年度の授業料・諸経費・施設使用料ならびにその他の料金および消費税額をもって行います。
- 3 保護者は AIS の定める「募集要項」に規定された手段と方法にしたがって、前項の合計金額を支払うこととします。
- 4 支払済みの授業料・諸経費・施設使用料等は家庭の都合による年度途中の通学中止や休学の場合、「募集要項」その他に規定された手段と方法にしたがってその一部が返金されることがあります。

### 第13条 (債務の継続)

保護者は保護者資格が終了した時でもすでに発生している債務のすべてを AIS に支払わなくてはならないものとします。

### 第14条 (機密厳守)

AIS は業務上知り得た保護者や家族、AIS 児童の個人情報について他に漏洩しないことを誓約します。

### 第15条 (責任範囲)

- 1 AIS は児童の教育中に「設備の不備・欠陥または職員の管理・指導ミスおよび提供した飲食物等により」児童の「身体に障害を与え、または財物損害を与えた」ことが明らかな場合にそなえ、AIS が保護者に支払うべき「法律上負担すべき損害賠償金」を用意するために施設賠償責任保険に加入することを義務とします。
- 2 AIS が加入する保険会社が、AIS の過失＝法律上負担すべき損害賠償金の支払い義務を認めず、保険金支払いをしない場合は AIS の責任範囲外とします。
- 3 上記を含む、生徒同士の偶発的事故にそなえ、AIS は適切な保険を保護者に紹介することがあり、不幸にも事象発生の場合は、保護者間で話しあい、解決することとします。
- 4 本条にかかわり、AIS ・保険会社ならびに保護者との間で見解の相違がある事象が発生した場合は、法律の定めるところに従って関係者が誠実に話し合います。

### 第16条 (合意管轄裁判所)

本規約に基づく保護者と AIS の諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とします。

### 第17条 (規約の変更・承認)

本規約は保護者代表との事前協議の上、AIS の必要に応じて変更することができるものとします。

### 第18条 (規定外条項)

この規約に定めのない事項が発生した時またはこの規約各条項の解釈について疑義が生じたときは保護者の代表と AIS が協議して定めることとします。

### 第19条 (付則)

この規約は2018年4月1日に改定、即日、有効とします。